

2025年11月25日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ピ ク セ ラ 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 藤 岡 毅 (コード番号: 6731 東証スタンダード市場) 問 合 せ 先 取締役経営管理本部本部長 岩 井 亨 (TEL. 050-1780-3296)

第13回無担保普通社債(私募債)の発行に関するお知らせ

当社は、2025年11月25日開催の取締役会において、第13回無担保普通社債(私募債) (以下「本社債」といいます。)を EVO FUND(以下「社債権者」といいます。)に対して 発行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、2025年7月2日に公表いたしました「第三者割当により発行された第20回新株予約権の行使完了に関するお知らせ」のとおり、第20回新株予約権による資金調達は完了し、その資金は、2025年6月11日に公表いたしました「第20回新株予約権の資金使途の変更に関するお知らせ」のとおり充当が完了する予定となっております。本社債の発行により調達した資金は、Web3プロジェクトの開発及びマーケティングプロモーション費用、家電事業の理美容関連新製品の生産資金及びマーケティングプロモーション費用、AV関連事業、家電事業の新製品の開発費用に充当する予定です。

記

I 木社倩の内容

1. 平红頂の竹谷	
1. 社債の名称	株式会社ピクセラ第 13 回無担保普通社債
2. 社債の総額	金 300,000,000 円
3. 各社債の金額	金 7,500,000 円
4. 利 率	本社債には利息を付さない。
5. 発 行 価 額	本社債の金額 100 円につき金 100 円
6. 償 還 金 額	本社債の金額 100 円につき金 100 円
7. 払 込 期 日	2025年11月28日
8. 償 還 期 日	2027年3月16日
9. 償 還 方 法	(1) 本社債は、上記第8号に記載の償還期日に、その総額を上記第6号に記載の償還金額で償還する。但し、社債権者は、2026年4月17日以降の繰上償還を希望する日の5営業日前又は当社と社債権者が別途合意する日までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還を希望する日において、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを請求することができる。 (2) 当社が、今後、社債権者を割当先とする普通社債以外の方法による資金調達を別途実施する場合、当該資金調達に伴い社債権者から当社に払い込まれた金銭の

- 額の本社債の発行日以降の累計額(但し、以前に当社が本第9号に基づき繰上償還した本社債の合計額に相当する金額を除く。)が本社債の金額(7,500,000円)の整数倍以上となったとき、当社は、当該整数分の本社債を、当該整数倍に達するだけの金銭が払い込まれた日の翌取引日(当日を含む。)又は当社と社債権者が別途合意する日において、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還する。
- 当社が、社債権者以外の者に対し、当社株式又は当 社株式に転換若しくは交換できる証券の勧誘、担保提 供、発行、売付け、売却契約、購入オプションの付 与、購入権の付与、引受権の付与、貸付けその他の移 転又は処分を、直接又は間接に行う場合、若しくはデ ット・エクイティ・スワップ等の実行による当社株式 の発行又は当社株式の所有についての経済的結果の全 部又は一部を社債権者以外の第三者に移転するスワッ プその他の取決めを行う場合、社債権者は、繰上償還 を希望する日の5営業日前又は当社と社債権者が別途 合意する日までに当社に書面で通知することにより、 当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、 繰上償還を希望する日において、各社債の金額 100 円に つき金100円で繰上償還することを請求することができ る。但し、本請求は、当社が当社のストックオプショ ン制度又は譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社の新 株予約権若しくは普通株式を当社の役職員に発行若し くは交付する場合及びその他適用法令により必要とな る場合についてはこれをすることができない。
- (4) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換、株式移転若しくは株式交付につき当社株主総会で承認決議した場合又は当該計画を公表した場合、社債権者の書面による請求があったときには、当該請求日の翌営業日以降で当社と社債権者が合意する日において、残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額 100円につき金 100 円で償還する。
- (5) 当社は、当社が発行する株式が取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合 又は上場廃止となった場合、当該銘柄に指定された日 又は上場廃止が決定した日以降、社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌営業日に 残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき金 100 円で償還する。
- (6) 当社において、50%を超える議決権を単独で又は共同保有者(金融商品取引法第27条の23第5項及び第6項に規定するものを意味する。)とともに直接若しくは間接的に保有する株主が新たに出現した場合、社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌営業日に残存する本社債の全部又は一部を各社

	債の金額 100 円につき金 100 円で償還する。
	(7) 当社において、当社普通株式を全部取得条項付種類
	株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを取
	得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当
	社の特別支配株主(会社法第 179 条第1項に定義され
	る。)による当社の他の株主に対する株式等売渡請求
	を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合
	又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨
	の当社の株主総会の決議がなされた場合、社債権者
	は、償還を希望する日の 10 営業日前までに当社に書面
	で通知することにより、当該時点において未償還の本
	社債の全部又は一部を、繰上償還を希望する日におい
	て、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還する
	ことを請求することができる。
10. 保証の内容	該当事項なし。
11.担保の内容	該当事項なし。
12. 募 集 の 方 法	EVO FUND に全額を割り当てる。
13. 社 債 管 理 者	本社債は、会社法第702条但書及び会社法施行規則第169条
	の要件を満たすものであり、社債管理者は設置しない。
14. 元利金支払事務取扱場	株式会社ピクセラ
所(元利金支払場所)	大阪府大阪市西区立売堀一丁目4番12号
15. 振 替 機 関	該当事項なし。

Ⅱ. 今後の見通し

現時点において2026年9月期の連結業績予想は開示しておりません。 今後、連結業績予想の算定が可能となった時点で速やかにお知らせいたします。

以上